

新旧対照表

新	旧
<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正 令和5年3月6日改正 令和6年12月20日改正 令和7年3月11日改正 <u>令和7年3月28日改正</u></p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 部の設置等</p> <p>第8～第10条 略</p> <p>（投資運用部の所掌事務）</p> <p>第11条 投資運用部は、運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる。（ESG・スチュワードシップ推進部、オルタナティブ投資部及び運用管理部の所掌に属するものを除く。）</p> <p>（1） <u>資産全体の</u>リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。</p> <p>（2） 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。</p> <p>（3） 運用の高度化に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（4） 運用受託機関の選定、構成等に関すること。</p> <p>（5） 運用受託機関等の管理及び評価に関すること（運用リスク管理部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（6） 自家運用に関すること。</p> <p>（ESG・スチュワードシップ推進部の所掌事務）</p> <p>第12条 ESG・スチュワードシップ推進部においては、次に掲げる事務をつかさどる（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（1） <u>サステナビリティ投資の推進</u>に関すること。</p> <p>（2） スチュワードシップ責任並びに株主義決権行使の分析及び評価に関すること。</p> <p>（3） 前2号に係る国内外の機関投資家及び関係団体との連携に関すること。</p> <p>（オルタナティブ投資部の所掌事務）</p> <p>第12条の2 オルタナティブ投資部においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理部、運用管理部、<u>投資運用部</u>及びESG・スチュワードシップ推進部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（1） オルタナティブ資産に係る運用方針等の策定に関すること。</p> <p>（2） オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定、構成等に関すること。</p> <p>（3） オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理及び評価に関すること。</p> <p>（4） オルタナティブ資産の自家運用に関すること。</p> <p>（5） オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。</p> <p>（6） キャピタルコールに関する外貨建て短期資産の運用方針の策定に関すること。</p>	<p>組織規程</p> <p>平成31年規程第18号 平成31年3月7日制定 令和元年8月27日改正 令和2年2月6日改正 令和3年1月14日改正 令和3年3月26日改正 令和5年3月6日改正 令和6年12月20日改正 令和7年3月11日改正</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 部の設置等</p> <p>第8条～第10条 略</p> <p>（投資運用部の所掌事務）</p> <p>第11条 投資運用部は、運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる。（ESG・スチュワードシップ推進部、オルタナティブ投資部及び運用管理部の所掌に属するものを除く。）</p> <p>（1） リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。</p> <p>（2） 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。</p> <p>（3） 運用の高度化に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（4） 運用受託機関の選定、構成等に関すること。</p> <p>（5） 運用受託機関等の管理及び評価に関すること（運用リスク管理部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（6） 自家運用に関すること。</p> <p>（ESG・スチュワードシップ推進部の所掌事務）</p> <p>第12条 ESG・スチュワードシップ推進部においては、次に掲げる事務をつかさどる（オルタナティブ投資部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（1） <u>ESGを考慮した投資</u>に関すること。</p> <p>（2） スチュワードシップ責任並びに株主義決権行使の分析及び評価に関すること。</p> <p>（3） 前2号に係る国内外の機関投資家及び関係団体との連携に関すること。</p> <p>（オルタナティブ投資部の所掌事務）</p> <p>第12条の2 オルタナティブ投資部においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる（運用リスク管理部、運用管理部及び<u>投資運用部</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（1） オルタナティブ資産に係る運用方針等の策定に関すること。</p> <p>（2） オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定、構成等に関すること。</p> <p>（3） オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理及び評価に関すること。</p> <p>（4） オルタナティブ資産の自家運用に関すること。</p> <p>（5） オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。</p> <p>（6） キャピタルコールに関する外貨建て短期資産の運用方針の策定に関すること。</p>

新	旧
<p>(7) キャピタルコールに関する投資運用部への取引執行指示に関すること。</p> <p>第12条の3 略</p> <p>第13～第15条 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則 略</p>	<p>(7) キャピタルコールに関する投資運用部への取引執行指示に関すること。</p> <p>第12条の3 略</p> <p>第13～第15条 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則 略</p>

附 則 (令和7. 3. 28改正)
この改正は、令和7年4月1日から施行する。